

川越市図書館管理規則の一部を改正 する規則（案）の概要について

平成27年12月
教育総務部 中央図書館

1 趣旨と内容

川越市立図書館では、学習活動にパソコン等の電子機器が不可欠になっていることから、パソコン等の電子機器を使用するための電源供給席を設置することに伴い、電源の使用できる場所を制限しようと考えております。

また、図書館利用カードの交付及び更新の際に、氏名及び住所を確認できる書類の提示を求めているところではありますが、今後は利用手続きをより明確にしていきたいと考えております。これは、利用手続きの実態に応じて、効率よくサービスを提供するためにとらせていただく措置であります。

以上の点について変更するため、川越市立図書館管理規則の一部を改正しようとするものです。

2 改正の条文

川越市立図書館管理規則において規定されており、改正を行おうとしている条文は以下のとおりです。

（改正予定条文）

- ・電源使用の規制（第5条）
- ・氏名及び住所を確認できる書類の提示（第8条、第9条）

3 施行期日

この改正案は、公布の日から施行しようとするものです。